



# 10月1日から2つの予防接種が 定期予防接種となります!!



## 乳幼児向け水痘ワクチン

### ●水痘ワクチンとは…

水痘は、いわゆる「水ぼうそう」のことで、肺炎、気管支炎などの合併症により、重症化することがあります。水痘ワクチンは、水痘の重症化を予防する効果があります。まれにワクチン接種後に発症することがありますが、発症した場合でも軽症で済みます。重症化を予防するために予防接種を受けましょう!

### ●対象者と接種の回数は…

対象者	接種の回数
生後12月から 生後36月	2回接種 【標準的な接種期間】 生後12月から生後15月 (初回接種：1回) → 初回接種後6か月から12か月未満 (2回目接種：1回)
生後36月から 生後60月 ※平成26年度のみ	1回接種

対象児には、9月末までに受け方、予診票などを同封した通知書を郵送します。  
なお、通知が届いた場合でも、今までに水痘ワクチンの予防接種を受けていれば、予防接種を受ける必要はありませんので、再度母子健康手帳などの予防接種記録をご確認ください。

## Q&A

- Q1** 過去に水痘にかかったことがあるのか分からない時は、予防接種してもいいですか?
- A1** 予防接種法施行令では、「定期接種対象疾病にかかったことのある人は予防接種の対象から除く。」とされているため、過去に水痘にかかったことがある乳幼児は予防接種の必要はありません。ただし、かかったか分からない場合は、予防接種を受けてください。
- Q2** 2歳10か月(生後34月)で接種を開始したのですが、3か月後の2回目も定期の予防接種に当てはまりますか?
- A2** 生後36月から生後60月の幼児は1回接種と規定されているため、すでに1回接種をしていることになり、この場合定期の予防接種とはなりません。
- Q3** 10月より以前に水痘ワクチンを接種していた予防接種費用は町に請求したら返金されますか?
- A3** 水痘ワクチンの定期接種は10月から開始となるので、すでに接種した任意接種については、費用の返還はありません。

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 保健予防係 ☎0968・86・5724

## 高齢者向け肺炎球菌ワクチン

### ●肺炎球菌ワクチンとは…

肺炎は日本人の死因第3位です。特に高齢者の死亡率は高くなっています。このような肺炎のうち4分の1～3分の1が肺炎球菌によるものと考えられています。肺炎球菌ワクチンで肺炎のすべてを予防することはできませんが、重症化を防ぐ効果があります。

### ●対象者は…(※平成27年3月31日時点での年齢)

65歳の人(昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生まれ)の人  
60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害を有する人(インフルエンザの定期接種対象者と同様です。)

#### 【経過措置対象者】

平成26年度は、以下の年齢の人でも定期の予防接種を受けることができます。

- 70歳(昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生)
- 75歳(昭和14年4月2日～昭和15年4月1日生)
- 80歳(昭和9年4月2日～昭和10年4月1日生)
- 85歳(昭和4年4月2日～昭和5年4月1日生)
- 90歳(大正13年4月2日～昭和14年4月1日生)
- 95歳(大正8年4月2日～大正9年4月1日生)
- 100歳(大正3年4月2日～大正4年4月1日生)



対象者には、9月末までに受け方・接種費用・予診票などを同封した通知書を郵送します。通知が届いた人は定期の予防接種を受けることができますので、受ける際はかかりつけの医師へご相談ください。  
なお、過去5年以内にすでに肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けている人や和水町助成制度を利用された人は対象外となります。

「和水町高齢者肺炎球菌ワクチン  
予防接種助成券」(薄緑色)を  
お持ちの人は9月30日までに  
ご利用ください!!

